

充分な活動ができなかつた。

そのうち終戦となり奉仕隊は解散した。

農機具の変遷　徳川時代には、あまり変化のなかつた農機具も、明治になつて次第に進歩した。例えは田の耕起には大鍬を使つていながらも、馬耕に變つたのは、明治四十三年以後になる。これも一時に使い出したものでなく、最初関東台の小高与三郎という人が松山犁を買って使用した。その後町農会は八台の犁を購入して農家に貸付け使用を奨励した。そのため牛馬耕が盛んになつて昭和三十年頃までは殆ど牛馬による耕耘が行なわれていた。同二十九年一宮町農業協同組合がハンドトラクターを購入して、組合員の求めに応じて機械耕耘を行なうようになつてから各農家でもこれを設備するようになつて同三十七年の統計では四五〇台設備している。

また、稻の脱穀についていえば、昔は金扱（かなごき）といつて鐵製の櫛のような物に、稻の穂をはさんで、これを引いて脱穀していた。そのために夜おそくまで各農家では脱穀に従事していた。大正初期、自転車で田の中へ飛び込んだ人が、自転車の輪の回転で稻の実がはじき落されるのを見て、それにヒントを得て足踏脱穀機が発明され脱穀作業は大いにはかどつた。当地に足踏脱穀機が使はだされたのは大正五年であった。それからもなく動力（石油発動機）脱穀機が細田の小安留次郎方で使われるようになつたが、広く使われるまでに至らず戦後になつて、ようやく動力発動機が各農家に設備されるようになつた。

大麦については、長さ二間、幅半間の木框に縦に竹の切口を出し

も知れないと、農林大臣が發表するや國民は夢中で食料を入手しようとする。

当時、当地では甘藷一貫匁が九円した。ところが印旛郡の八街や、海上郡の飯岡では三円で買えた。このため当地の人達まで同地へ買出しに行くのである。そのくらいであるから東京方面からも沢山買出人が来て、汽車に乗りきれなかつたといふ。

九月には米の配給は殆どなく、甘藷だけのことがあつた。そのため非農家は、米をあさりに農家を回るが、農家でも端境期のこととて、なかなか思うようにはならなかつた。

たまたま、終戦直後の八月二十三日小型の台風が来襲、その際強い汐風が起つて、丁度穂のでたばかりの稻をすたずたにしてしまつた。そのため収穫皆無という田がかなりできた。

こんな事もあって食糧の供出は難航、供出のための部落集会は、徹夜に及んでもまとまらず、保有米の繰上げは勿論、大小麦、甘藷まで供出させられた。

政府は、米の供出を要請する代りに、一般の人は手に入らない肥料や衣料、砂糖、罐詰、酒などを特配して供出を促した。しかし実際はなかなか思うようにはいかなかつた。

昭和二十一年の一月、政府は予定した米の買い上げ目標の千三百万石（十一、十二の二ヵ月分）にたいして、実際に供出された数量は、目標の三八%という低調で、やむを得ず強制收用にふみきらなくてはならなくなつてしまつた。

この頃国会は、国内の食糧だけでは到底この危機は突破できない

た表たたき台で麦の穂を打ちつけて、はたき落し、それを「ジ・ヨウ・バン」という木製の槌でたたいて脱穀する。

これを行なう時は夏の日照中に行なうので、麦のヌカが飛び汗でまみれた身体に、このヌカがつくと皮膚が刺激されてカニクたまらなかつた。この搗いた實を風で吹分ける風立を行ない、これを天日乾燥してさらに臼に入れて搗いて角をとりざる作業をしなければならなかつた。

それが脱穀機が出来てからは脱穀機で穂を打ち落して、前記のジ・ヨウ・バン打以後の作業を行なわなければならなかつた。戦後改良された動力脱穀機ができると、作業は非常に楽になつた。

精米については、玄米を臼にいれて手で搗く（一日六斗の米が搗ければ一人前）それから足踏の式で米を搗いた家もある。明治四十五年に一宮の米屋が共同で機械精米をはじめ、その後各地に精米所が開設され、臼で搗く米搗作業は行なわなくてすむようになった。戦後は各農家でめいめいに精米機を設備して自家精米を行なうようになった。

終戦　昭和二十年八月十五日、日本は遂に降伏して、国民の多くは虚脱状態に陥つた。

大都市は戦争中空襲で破壊され、工場も休業状態になり、食糧が欠乏して國民はその日の食物を得ることに汲々としていた。そのため農家出身の者は、田舎へ田舎へと戻つてくる。それに復員の軍人もあって、終戦後人口が四割増加した。

戦後開かれた国会で食糧の欠乏により國民一千万人が餓死するか

として、次のような食糧輸入に関する決議をして、政府の善処を要望している。

政府は食糧増産供出に万般の施策を講じ来れるも更に終戦後の諸事情により國民の栄養は日に不足を來し街に餓死者を見るに至らむとす誠に寒心に堪えずこれが為め特に海外より補填するの要ありと認む

仍て政府は速かに米穀等輸入の実現を図り國民をして不安なからしむる様万全の方途を講ずべし、右決議する。

この頃、終戦連絡中央事務局次長であつた当町出身の加納久朗（後千葉県知事）は、當時の情状を次のように語つてゐる。
「天皇陛下からお召があつて参内すると、天皇陛下は、食糧事情を非常にご心配され、特に農林大臣が奄千万人の日本人が餓死すると言つて議會報告をお聞になつていて、そうなつては大変だから、皇室の宝物を売り、食糧を輸入して國民を餓死させないよう、マッカーサー元帥に話して慾しい、なお國民が住宅を焼かれて困つてゐるから、御用邸や御料林を國民に解放したいと思うから、この点も同意を得て慾しい」という御言葉であった。

そこで早速マッカーサー司令部へ赴いて、その旨を申入れると、マ元帥から、『皇室の宝物を持っていかなくとも、食糧は、アメリカから輸入して、日本國民を餓死させるようなことはしないから安心願いたい。また、御用邸や、御料林は陛下の御随意に』という趣旨の返事であった。

このようにして、アメリカから食糧が輸入された。最初に輸入さ

れたのは、アメリカ産大麦で、その大麦を食糧公団で精白して配給するのであるが、精白度が悪く、胃腸の弱い人が食べると下痢を起すので、それを製粉工場へ持つてゆき粉にして貰うか、または農家へ持参して他の品と交換して貰う者が多かった。

その後米の代りに赤ザラメ糖が配給になり、その分だけカロリーの計算で米の配給が減った。

昭和二十一年三月末の米の供出は、目標の六三%という低調さで、四月五日とうとう強権収用を断行することになった。これは、食糧緊急措置令という法律によって行なわれるもので、これを拒否したり妨害すると、三年以下の懲役または一円以下の罰金に処せられるもので、四月四日の読売、報知新聞によると、この強権発動にたいし「いまや全国の農村は、あげて不安と、混迷と、反抗とでうずまいている」と報じている。

この年が食糧の危機で、当地では諸床で苗を取った残りの種々を床から掘り出して、食糧として配給した。

このようにして、どうにか二十一年を過ぎると二十二年からは、食糧事情は好転してきた。十一月十日の朝日新聞は「来年三月迄食糧は遅配なし」と報じている。

この年の新米の価格は、石当り千八百円、供出完遂者には奨励金五十円が加算されることになった。

その翌年の二十三年の三月には、供米が割当を突破するに至った。当地では、供出の公平を期するため、全耕地の地力検査を行ない、部落に食糧調整委員を一名宛配置して、合理的な割当をするように

のに、個人の農家へ売り渡すのが公用とはおかしいではないか、と突込まれて返答に窮したという。このために農地補償の問題は今だにくすぶっている。なぜかといふと、自分が所有していたいといつても認めず値段は田一反歩七百円（当時闇米三升程の価格）で取られたのである。そうして取られた土地が、数十万円から数百万円で売られているのをみては、地主としては割りきれないものがあるだろう。

耕地の開墾 戦後は食糧の増産が第一とされ、遊休地や開墾可能な地を、各区から委員を選出しして調査した。しかし戦時中殆ど開墾可能地は開発されていたので、やむを得ず海岸の字林下の防風林を町内各区で区画して、そこを開墾し、甘藷の植付けをした。しかしこれも食糧事情がよくなると再び荒地となってしまった。

その後海岸の新浜土地開拓事業が、昭和三十年から経費一千二百万元の予算（道路含む）で、約六十町歩開拓した。最初の二、三年は、芋、茄子、メロンを栽培してかなりの収穫を上げ、乾燥した時には人工雨を降らせる施設までしたのに、その後は殆ど荒れてしまつてはめざましいものであった。

戦前は奥谷方面には電灯が架設されていなかった。戦後同地は全戸電灯が点され、現在無電灯地帯は、字松子だけになつた。

なつて、供出もスムースに行なわれるようになつた。

農地改革 終戦により日本に進駐した連合軍は、日本の民主化を強力に推し進め、選挙、教育、税制、農漁業にまで改革を強要した。そのうちの一つに農地改革がある。

同二十年十二月幣原内閣は、小作権の強化、金納低率化、五町歩以上の貸付地買上げを内容とする第一次農地改革案を提出した。ところが軍司令部はこれにたいし不満の意を表明して、連合軍の方法がとられ、価格は当時の米価（公定）と生産費とから割出した、「農地改革覚書案」が示され、それによつて、自作農創設特別措置法と改正農地調整法が公布された。

これは政府が地主から農地を買い上げて、小作農に売り渡すという方法がとられ、価格は当時の米価（公定）と生産費とから割出した、自作農収益価格によつた。そのため田一反歩七百円、畠四百五十円程度で買い取られたのである。（時価を無視した価格）

この時栃木県の地主が、この法律は憲法に違反すると訴訟を起した。これに対し軍司令部は違憲でないと強く主張し政府にその声明をさせ、最高裁判所も同一の判決をした。これに対し在日の報道関係者が、たしかに違憲だと言つ出した。そして軍司令部の農地課長と農村金融課長、それに日本政府側から農林次官と湯川農林中央金庫理事長を招いて討論会が開かれたことがある。その時、「日本国民は憲法によって財産の私有を認められている、それなのにこの農地法では地主の所有権を否認しているのではないかと質問された」、これに対し司令部の係官は、「日本の憲法では収用の規程があると説明した」。すると収用は公の用に供する場合に限つて行なわれる

住居の新築・改造 戦後最もめだつたのは、農家の住屋、物置等の新築、改造である。殊に風呂場は、申し合せたように改造された。これは非常に結構なことで、一日の疲れをいやし、汚れを落すのに、風呂はどうしても必要で、それだけ、農家の暮らしが向上したことを使ひすものもある。

農村の生活 食糧難と農村の好景気で、都会で育つた人が、農家へ嫁に来たがつた時期があった。その位だから花嫁の支度は大変、花婿の自転車まで持参するという豪勢さである。

そういうのがあると、またそれをまねて大支度をする、そして農家には嫁に出せないという逆な現象が現れてくるのである。

その他、結婚祝、節句等盛大に行なわれ、葬式の場合も昔とは随分変つた。

殊に農家の主婦が、東京へ行商に行き、都会の生活に触れてくるので、生活状態が都会化していく。その上昭和三十四年から有線放送が開設されて、欲しい物は電話をすれば、商店から届けられるという状態になつた。

稻作の大革命 今までには、四月に苗代田之種類を播き、五月下旬から六月にかけて田植が行なわれていた。

昭和二十八年関東台の農事研究会が、試験的に屋内電熱育苗を行ない、これに力を得て、翌二十九年折衷苗代の試作にふみきつた。それ以来各農家でこの折衷苗代を実行し、そのため稻の植付時期が、今までより一ヶ月も早くなり、稻作の大革命ともいべき、大進歩を

それと同時に、土地改良が行なわれ、ホリドール、パラチオン等

の新薬が生れ、肥料も一段と進歩したものが生産されるようになつて、米の生産は三〇%以上も上昇。連続して豊作が伝えられるようになつた。

また、昭和三十八年からは、飛行機から防除剤を撒布する方法がとられる等、米作はますます進歩していく。

このため食糧は現在切符制となつていて、名ばかり、むしろ統

制の徹廃を農家がおそれほど、逆な現象が起つてきた。

土地改良 戰前は、耕地整理を行なうとしても補助がごくわずかで、そのため却々実行できなかつた。戦後になつて政府も食糧増

産と農業の近代化促進の目的から土地改良を奨励して多額の補助を与えるようになつた。

一宮町では、県下で最も早く耕地整理を行なつたが、全町に及んではいなかつた。戦後東浪見と綱田、一宮の高手で、土地改良が行なわれている。(別項土地改良区参照)

宮原、新地、船頭給の水利は、松瀬用水の完成により解決したが、土地区画の整理がまだ行なわれていない。全然手のつけられていないのは、柚木から関東台下の埋田、沢の耕地である。

養蚕 一宮町では、明治の初期に群馬県で養蚕を習つて来た人々の手で、養蚕が始まられたといわれているが、これが盛んになるのは、大正の初期からではないかと思われる。

茂原に繭市場が開設されたのが、大正十一年の五月であるから、その頃から最盛期となる。旧一宮町では同四年養蚕組合を結成、当

時の掃立量は、春蚕五〇〇瓦位といわれている。

旧東浪見村では、大正五年六月七日養蚕組合(組合員二十六人)で発足、翌六年には、時の県知事折原己一郎が視察にきていた。

船頭給、新地では、一松養蚕第一区組合(組合員四十名)を結成して蚕の飼育に当つていた。その後、蚕糸の値下り等があつて、飼育をやめる者もでたが、戦争中食糧増産のため桑葉は掘り返され、甘藷、蔬菜、煙草等の栽培に代つてしまつた。

酪農 明治二十九年薦田吉吉が、アメリカから「ホルスタイン種」の牡牛を直輸入して、種付牛を始め、別に二十頭ほどの牛を飼つて牧場を經營していた。

当時当地方から東京へでて、牛乳業を始めた人が数人でいるが、みな途中で廃業している。そんなことを考えると、明治の後期には、当地でも酪農が企業として行なわれていたものと思われる。

酪農 明治二十九年薦田吉吉が、アメリカから「ホルスタイン種」の牡牛を直輸入して、種付牛を始め、別に二十頭ほどの牛を飼つて牧場を經營していた。

当時は、農家では畜牛を飼育していたけれども乳牛を飼育する者がなく、昭和十五年に富塚市郎、宮本勝夫が乳牛を飼育して翌年に乳を行なつていた。この牧場は戦前閉鎖してしまい、牛乳は陸沢村の宮崎牧場から配達されるようになつた。

当時は、農家では畜牛を飼育していたけれども乳牛を飼育する者がなく、昭和十五年に富塚市郎、宮本勝夫が乳牛を飼育して翌年に乳を行なつていた。この牧場は戦前閉鎖してしまい、牛乳は陸沢村の宮崎牧場から配達されるようになつた。

大正年間には、鉄橋下に入山津牧場(経営者木島武左衛門)が搾乳を行なつていた。この牧場は戦前閉鎖してしまい、牛乳は陸沢村の宮崎牧場から配達されるようになつた。

これが一宮町乳牛組合を組織して、これが東部酪農協同組合となるのである。

この酪農協同組合は業績をあげて、県下で有数の組合となつた。これが一宮町乳牛組合を組織して、これが東部酪農協同組合となるのである。

農業加工 当地で生産される農産物は、殆どが生のまま販売さ

れているが、甘藷に限り一宮町農業協同組合が澱粉工場に委託加工させていている。

昭和七年の不況時代、宮原部落では、大根を沢庵漬として加工し、収益の増大を図るうと、(宮)漬物組合(組合長、石野与作 副、小川清治)を結成、四斗樽五〇〇本余り漬け込んで、東京へ出荷した、最初は相当の収益を上げたが五年後には中止してしまつた。

副産物の加工として繩、俵、むしろの生産は別表のとおり。

養鶏

東浪見、一宮地区において養鶏が産業として取り入れられたのは、大正九年の春からである。東浪見の長谷川実が先進地の愛知県名古屋市から名古屋コーチン(卵肉兼用種・名古屋種)の無鑑別雛を導入したのが始まりで、この時代は雛の雌雄はまだ発見されていない、すべて無鑑別であった。日本ではじめて初生雛の雌雄が発見されたのは大正末期である。国立試験場の橋本重郎博士、増井清の共同研究により発見され、次第に養鶏は本格化した。昭和二年わが国ではアメリカのタンクレット農場から卵用種の白色レグホーン種を輸入して国立種畜収場をつくり、本県には佐倉市の堀田農場、後の千葉県畜産試験場ができ、県でも全国で初めてのトラッピネットによる鶏の改良増殖に力を入れるようになり、わが郷土でも昭和になって相当愛知県から初生雛を導入した。春雛等は一春に七千羽、八千羽と飼付けされ、養鶏組合もできて、昭和十年前後が最も盛んであった。同十六年十二月八日太平洋戦争となり、飼料の輸入もできなくなると同時に、次第に鶏も姿を消したが、同二十年八月戦争も終り、二十三年より再び養鶏がはじまり、今では本県は全

国第七位の養鶏県となつてゐる。一宮町では前述した昭和十年前後において、養鶏にくらべ、飼育戸数は多くなつていて、その羽数は(ビニールハウスの進歩にともない)極めて少なくなつてゐる。現在の羽数は約九千羽程度である。

製塩

昔は海岸で塩を取る塩場が定められていて、その塩にた

いて塩年貢が課せられていた。明治になつても塩の専売制になるとまで製塩が行なわれていたとみえ、農家の物置に塩釜が放置されていた。

太平洋戦争が終局に近づく頃は、塩の配給も窮屈になり、そのため政府は、自家製塩を許した。この時一宮町農業会では、早速製塩をはじめ、町内に配給をした。戦時中は、空襲の中で各区から勤労奉仕に出で塩水を汲み、これを浜砂にかけて乾燥させ、それへまた海水をかけては乾燥させる、そうして塩分が濃縮して、からかちに固まつた砂を集め、それに海水を注いで、濃い海水をとり、その海水を煮つめて製塩したものである。

戦後、個人でも製塩を行なう者もでてきて、製塩が盛んに行なわれ、塩不足の解消に大いに役立つた。その後二年程で、この製塩は所もあつたといわれている。その後同三十七年七月一日煙草が専売制になると、一宮に専売局の集荷所ができる。(現一宮商業高等学

校庭) そうして長生、夷隅両郡から生産される葉煙草の集荷をして

いる。してみると、明治時代には、当地でも煙草の栽培が行なわれていたわけで、それがいつ中止されたか、大正時代には姿を消してしまった。昭和十五年宮原煙草耕作組合（組合長、鶴野沢寛三郎、組合員十人）が誕生、一町二反歩に栽培を始めた。

その後、同二十四年一宮町に葉煙草耕作組合（組合長、富塚市郎、組合員十人）が誕生、一町五反歩に煙草を栽培するようになつた。が結成され、一町五反歩に栽培を始めた。

西瓜、マクワ瓜の栽培は新地、船頭給等、旧一松村が最も早く行なつた。当時は収量もすくなく、出荷機関もなく主として夷隅郡の方面に売り出された。

その後加納町長が西瓜の新品種を一宮に奨励して、いわゆる御前西瓜として東京へ出荷されることになる。西瓜は、毎年同一の畑で栽培できないので昭和の初めは南瓜に代り、南瓜の共同出荷を行なうようになつたが、戦争が激しくなると、南瓜に代つては甘藷が主として栽培されるようになる。

終戦後は、トマト、金マクワ瓜の栽培が盛んになる。トマトは、露地栽培から、ビニールハウスによる半促成栽培に代つて当地の主要産物となり、昭和三十八年の生産額は、全一宮町の米の生産額を越すほどの収穫を得るようになつた。

大正十三年宮原の田中治三郎が木枠のフレームでトマト、茄子、メロンの栽培を行なつた。これが半促成栽培の最初である。当時これに見学者は多数あつたが普及しなかつた。

戦後、東浪見の四Hクラブ員が静岡県下のビニールハウスを見学して、これを東浪見の秋場広正方で試作してみたところ好成績を得

たのでまたたく間に普及。最初竹の柱にビニールをかぶせ、その上に網を張つて飛ばされないよう装置した。それが三十七年頃から鉄骨の柱に代り、田の中へもこのハウスが建てられるようになつた。

それと同時に、トマトの収穫後、キウリを栽培して十、十一月頃収穫し、二度利用出来るようになった。そのため近隣の町村でもこれ

をまねて、ハウスの建設がめだつてきた。

金マクワ瓜は、新浜の開拓地で栽培され、一、二年は非常な成績

をあげたが、その後、トマトの栽培に専念するようになり、新浜の開拓地は、耕作されず荒らされてしまった。

梨 梨は、県下では、東葛飾郡と市原郡が主産地であった。と

ころが昭和の初めになって、東浪見の梨が有名になってきて、県下でも屈指の産地になつてしまつた。

この梨は、明治二十六年に綱田の関宗助という人が、梨苗八本を植えたのが始まりで、それから栽培者が増加、ついに東上総梨として当地の主要産物となつた。現在、栽培面積は、二十町歩に及んで

いる。

その他の農産物とその販売方法 当地で生産される農産物のおもな物の種類と数量、価格は次頁のとおり。（昭和三十三年度）

この生産物は、自家消費と米麦の如き統制品を除いては、町内の商人の手により販売されるか、または背負商（しょいあきない）農産物を籠に入れて背負つていく（行商のこと）によって売りさばかれている。

販売先は、東京周辺が主で、これに従事する人は、東浪見駅からいだらうか。

主要農産物、生産数量、価格調べ
(昭和33年度)

種類	作付面積	生産量	生産額
米麦類	7,472 反	15,756 石	22,660 万円
豆類	214	125	100
雑穀類	28	163	49
いも類	181	459,350	13,781
特用作物	61	845	2,050
果樹	200	100,000	1,600
蔬菜	1,128	428,640	3,643
その他	21		534

乗車の者一五〇人、一宮駅から乗車する者三〇〇人余（農繁期には、激減する）毎朝四時半の列車で上京する。

この行商隊が戦後の食糧難時代、配給の不手際を補なうに非常に功績があつた。そのため都会の人々から親しまれている。

この販売方法は、生産者が直接小売を行なうので、農家の収益をあげるに役立つている。ただ利益があるといって、一人の人が籠に一杯か二杯の物を持って一日費やして売りに行くことの時間の空費を考えて、ここいらで農産物の販売方法について考慮すべきではな

一宮町の農業の実態（昭和三十三年度調べ）

(1) 経営土地広狭別農家数

地区別	反別	反未満		一三		三一五		五一一〇		一〇一一五		一五一二〇		一一〇一三〇		三〇一五〇		計					
		田	畠	四	戸	八	三	二六	一四	一	一〇一	一〇一	一〇	一四七	一一三	一〇七	一五七	四八	四	一	三六〇	五六	
綱	田																						
東	浪	見	三	三	三	三	三	二六	一四七	一〇一	一〇一	一〇	一〇一	一〇一	一〇七	一一三	一〇七	一五七	四八	四	一	三一八	
一	宮	宮	四	四	一六	一六	三四	二六	一四七	一一三	一〇一	一〇一	一〇	一〇一	一〇一	一〇七	一一三	一〇七	一五七	四八	四	一	三六〇
船	頭	給	三	三	五	五	六	六	二一	二一	二〇	二〇	八	八	八	八	二一	二〇	八	四	一	一	六三
新	地																						
合	計			一四	六六	九	五	六	一一二	一二	一〇	一〇	四	四	一〇	一一二	一〇	一〇	四	一	一	三七	五六
自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	自	
三九一 戸	四九一	一〇	一二																				九〇五
																							合計

(3) 兼業農家の産業部門別従事割合

	農家数	専業農家	兼業農家	第一種兼業	第二種兼業
一宮町	九〇五	五四三	三六二	二六三	九九
千葉県	一九〇、四三四	九六、二七九	九四、一五五	五四、四一八	三九、七三九

注 第一種兼業とは行商、出稼人を含む。第二種兼業とは、極めて零細な農家で他の収入に依存しているもの。

(4) 土地の利用状況

町	稻	田		
		一毛作	二毛作	二毛作可能田
一宮町	五、六三五反	九六	六五三	二、五五三
				普通烟
				果樹園
				樹園地
				茶園
				その他
				計
				九、一七七反

区分	畜種		
	役肉牛	乳牛	馬
飼養戸数	三七九	六六	九二
"頭数	三八〇	九二	九二
灌排水ポンプ	七〇	五一	一五
電動機	一六五	一九九	三四五
発動機			
脱穀機			
(5) 畜種別飼育状況			

灌排水ポンプ	畜種		
	役肉牛	乳牛	馬
電動機	一六五	一九九	三四五
発動機			
脱穀機			
(6) 農機具設備状況			

灌排水ポンプ	畜種		
	役肉牛	乳牛	馬
電動機	一六五	一九九	三四五
発動機			
脱穀機			
(5) 畜種別飼育状況			

(7) 農産物品種別作付反別並に収量(田の部)

作物名	作面積	反収	生産高
水稲	5,621	270	151,760
大麦	25	130	325
小麦	12		120
なたね	34		408
甘らん	14		7,000
果菜類	28		13,440
飼料作物	150		13,500
綠肥作物	45		20,250
計	5,929		131,350
耕地面積	5,621		
利用率	105		

(8) 同(畠の部)

作物名	作面積	反収	生産高
甘藷	1,268	520	659,360
大麦	1,281	19	2,430
小麦	389	17	66
馬鈴薯	71	420	29,820
果樹類	350	800	280,000
大豆	21	11	231
落花生	152	280	42,560
雑穀類	131	0.7	91
野菜類	272	350	95,200
飼料作物	145	2,175	315,375
果菜類	300	750	225,000
計	4,380		
耕地面積	2,800		
利用率	156		

米の恒格表

明治18年より昭和38年迄の米価

年 次	米一石の価格	年 次	米一石の価格	年 次	米一石の価格	年 次	米一石の価格	年 次	米一石の価格
明治 18	5.53	明治 34	12.50	大正 6	30.10	昭和 8	22.28	昭和 24	4,200.00
19	4.94	35	12.80	7	33.00	9	26.48	25	5,500.00
20	4.75	36	13.00	8	51.00	10	30.60	26	7,030.00
21	4.69	37	16.70	9	47.00	11	30.67	27	7,500.00
22	6.90	38	16.60	10	30.14	12	32.42	28	8,200.00
23	11.20	39	19.50	11	51.00	13	33.90	29	9,120.00
24	9.80	40	15.50	12	35.20	14	32.13	30	10,030.00
25	9.54	41	13.40	13	35.20	15	42.00	31	10,200.00
26	10.90	42	13.20	14	43.00	16	43.00	32	10,322.00
27	11.40	43	14.20	15	37.00	17	44.00	33	10,323.00
28	12.70	44	13.60	18	35.75	18	44.00	34	10,575.00
29	13.30	大正 1	14.00	3	29.97	19	45.00	35	10,635.00
30	14.10	2	12.80	4	29.38	20	150.00	36	11,222.50
31	14.20	3	13.20	5	25.36	21	55.00	37	12,305.00
32	12.40	4	16.00	6	18.10	22	1,750.00	38	13,275.00
33	11.90	5	13.80	7	22.63	23	3,683.00		

本表は、明治22年迄は、千葉県勧業年表により、その他のものは、睦沢村古事漫録（鷹澤昇作著によった。（三等米の価格）昭和17年より米穀の統制が実施されたから、それ以後は公定価格で、早湯米奨励金、俵袋代等は含まれていない。

農業組合

日本やばじめて産業組合をつくったのは、東京府荏原郡馬込村（現大田区馬込町）で、それをつくった組合長となつたのは、後に一宮町信用組合長になつた加納久宜子爵であつた。

1宮町農業協同組合は、結成以来千葉県でも有数の実績をあげ、組合員のサービスもよし、農業近代化の推進に努力してゐる。殊に農業構造改善事業などは、政府より一步先に具体化し、新しい村造りに先駆者の役割を果してゐる。この組合の発展向上は、この組合を創立した加納久宜の指導によるもので、その理念は脈々として今日におひであります。

農業協同組合の前身は、有限責任1宮町信用組合で、その事務所は1宮町1丁、九六〇番地（現在の実本寺）にあつた。創立は、明治四十年九月11日、千葉県知事より設立許可を受けた時より始まる。目的は、組合員に産業に必要な資金を貸与し、貯金の便宜をはかるといひにあつた。創立当時の内容は次の通りである。

出資1口の金額は金11十五円で、出資払い込みの方法は、第一回払い込みを1口11円五十銭、其の後の払い込みを剩余金であるばかり、毎月金11十銭の割合を以て毎年1回1月に払い込むものとした。出資口数四一九、組合員数111名であった。

設立当初の理事、組合長斎藤孝祐、高重半次郎、中村祐吉郎、渡辺圭三、秦桓、高梨金次郎、斎藤勝次郎、監事 加納久宜、堀内信行、飯塚總十郎。

以後の役員異動は別表によるるが、井だる記事を年代順に拾いつぶら。

明治四十一年一月一日より同年十一月三十日までの事業報告書

剩余金処分(株) 本年度総益金 111万円九十錢

本年度総損金 111回円九十一錢

本年度剩余金 1回円九十九錢

この剩余金は準備金にあつる。

明治四十一年事務所を1宮町1丁、九二三番地に移転す。

大正11年11月、理事一名増員され、加納久宜が当選し、同年四月十六日組合長秦桓が辞職し、後任組合長に加納久宜が就任し、事務所を111回円八番地に移転した。

同年六月十八日、組合長加納久宜が退職し、再度秦桓が組合長になつた。

同七年、農業倉庫の建設工事に着手し、翌八年に竣工。総経費11111円（政府補助金111回円、九六〇円、組合支出金九11十五円）敷地110坪、石造倉庫七〇坪、木造庇111坪、附属建物四坪である。

この倉庫建設は、111749番地即ち現農業協同組合敷地である。この年、産業組合中央会より優良組合として表彰された。

同八年11月1日、理事加納久宜が死亡した。

同九年組合事務所を農業倉庫構内に建築した。これは1111坪を買ひ受け、該代金工事費を合せ111五七六円余、建坪114坪五合で、九月に移転した。

同九年八月、渡辺脩三を組合書記長に採用した。（渡辺脩三は後日組合長、県議、町長となりた）

回十一年、組合長秦桓が辞職し、渡辺脩三が組合長となる。

大正十二年九月、県の帝都に対する大震災の物資供給の斡旋に従い、玄米一三三俵を農業倉庫保管寄託者より提供した。

昭和七年、本組合創立第二十五週年記念祝賀式を挙行した。

同九年、産業会館を新築した。またこの二階を農業水利改良事務所に千葉県と貸貸契約をする。

同十二年、日支事変の勃発により、本町のみにて一〇〇名に近い壯丁の応召があり、農業活動力の減退をきたしたため、共同作業、相互扶助による応召農家の応援等を行なった。この年、山間地帯では旱魃にて二十町歩以上の無収穫田を出して困窮したが、組合はそれらにたいして資金の融通を行なつた。

同十四年、戦死病没者遺族に対して弔慰金をだした。

歴代組合長

年 代	氏 名	備 考	農業協同組合			農業会			産業組合時代		
			農業協同組合	農業会	産業組合時代						
明治40年—明治42年	斎藤孝裕										
" 43年—" 45年	斎藤桓										
大正2年—大正6年	加納久宣										
" 6年—" 10年	秦桓										
" 11年—昭和17年	渡辺脩三										
昭和18年—" 21年	渡辺脩三										
" 21年—" 22年	田中周										
" 23年—" 23年	小高倉之助										
" 23年—" 27年	富塚市郎										
" 28年—" 38年	小高倉之助										

組合に引渡すことに決定した。

昭和二十三年四月二十一日資産処理委員会を開く。財産分割承認の件を議し、一宮町農業協同組合、一宮町農業会両者間において第十六条に及ぶ覚書を作成した。

この覚書には、田中周農業会長、小高倉之助農業協同組合長の両

者により、昭和二十三年四月二十一日署名が行なわれた。四月二十一日財産分割認可申請書が県知事川口為之助に提供された。

かくて戦時下数々の思い出を残して農業会はその使命を終えた。

農業協同組合 同二十二年十月三

日、農業協同組合設立推進協議会が一宮町長田中周によつて招集された。参加者は農業関係の各種団体、組合長またはその代理等で、四十八名であった。

同二十三年一月十日、一宮小学校にて

設立準備会を開く。議長は小高倉之助

(設立発起人代表)、定款作成委員として

左の二十名が選ばれた。

高師忠次、高原清作、秋山孝祐、高師米蔵、原田孝、斎藤誠司、河野豊、小安一、小高倉之助、田中一雄、小高長作、森田善八、鶴岡七郎、石井周蔵、富塚市郎、川城豊次、渡辺市次郎、丸島市蔵、伊藤與一、御園生清。

同二十三年一月十四日、一宮小学校において創立総会を開く。組合員総数四五九名の内二五六名の出席者がおり、左記議案を審議した。

一宮町農業会成績表

	昭和19年3月	" 20年3月	" 21年3月	" 22年8月	" 23年12月
組合員数	622	647	638	657	657
出資金	31	31	33	34	34
未払込出資金	5	1	—	—	—
諸積立金額	34	35	36	37	38
貯金額	1,696	2,708	4,996	4,794	9,231
借入金	5	4	6	—	—
貸付金	137	113	96	158	703
預金	1,392	2,451	4,735	4,525	7,122
有価証券	166	166	166	166	166
現金	1	2	21	10	25
固定資産	61	62	57	50	123
減価償却金	—	—	13	13	—
系統機関出資金	13	13	13	—	—
購買品供給高	16	56	54	—	—
販売品販売高	159	196	167	—	—
棚卸資本	14	15	27	—	—
生産命運共済金	—	—	7	—	8
建物更換勘定	—	—	7	2	1
引当金	2	2	2	—	—
剰余金	2	2	2	—	—

一宮町農業会は、設立委員長渡辺脩三を選んで昭和十八年十二月二十六日に設立総会を開いた。その結果、会長に渡辺脩三、副会長に浅野文治、理事に秦桐彦、中村莊二、斎藤平左衛門、監事に吉野春吉、富塚市郎らが就任した。翌十九年四月三十日、産業組合時代の功労者の表彰、物故者の慰靈祭を行なつた。同年十月二十八日、本町駐屯部隊に産業会館一棟を貸与した。

昭和二十一年十月六日、渡辺脩三が会長を辞任し、同日理事田中周が会長に就任した。十一月七日、渡辺脩三、斎藤平左衛門が理事を辞任した。同二十二年二月二十三日、永嶋嘉男が常務理事に就任した。同二十三年二月六日、一宮町農業会に資産処理委員会をおいた。農業会の資産引渡しは八月一日の政令に基き、本会は八月五日付で解散公告をし、八月十四日現在の資産を新しく設立の農業協同組合に譲り受けた。

経費賦課徴収は耕作反別割、反均十五田、地租額實貸価格一田に對し十錢、会員割一人十円と決めた。本年度の貸付最高限度を三万田とし、利子は日歩一錢五厘以内と定めた。

役員選舉の結果、理事 小高倉之助、伊藤與一、鶴岡七郎、片岡義雄、小高長作、原田孝、富塚市郎、秋山孝祐、渡辺新一郎、高原勢一郎、石井周藏、監事 御園生誠次、渡辺市次郎、鈴木春司とやめられた。

同年11月八日、設立認可を千葉県知事より受けた。11月11日第一次役員会を開き組合長には小高倉之助が互選された。四月十九日設立登記が完了した。五月11日第一回通常総会を一宮小学校に開き、組合長は富塚市郎となる。役員異動は別表による。昭和十四年、乳牛導入計画を樹立、本年度十五頭分に融資、同年、農業倉庫經營を千葉県知事より認可された。同年七月、事務所の一部を改造購買店舗を開設した。同14十五年塩小売人の指定を専売公社より認可された。同14六年貯蓄成績優秀により千葉県知事より表彰された。この頃よりペラチオノン剤、ホリドール剤等の使用が普及し、同14年以來使用していた誘蛾灯は姿を消すに至った。

同年十一月指定種子取扱業者として農林大臣より指定された。昭和14七年農協婦人部が1111名で発足した。同年農協にて作成せらる土性図を資料として、部落座談会を開き水稲施肥等の指導をした。(河野技術)

同14八年五月組合において役員改選の結果、組合長は小高倉之助となつた。同年貯蓄普及生活合理化指導にスライドを購入し、部

落座談会を行ない、稻作虫害防除のため検査所を設置し、新しく各役員の部門別担任制を図った。

昭和14九年第三次資産再評価法により再評価し資産繰入を行な

った。同年十月動力耕耘機を購入し、裏作推進、耕耘作業の機械化を指導した。生命共済事業の取扱いを開始した。大蔵大臣、日銀総裁より表彰を受けた。同14十年出資1口1100円を1、000円に増資の件、県知事より認可された。同年農協青年部の結成がなされ

た。同31年長生村より分村して一宮町に編入された宮原より鷦澤信頭給の組合加入の件、知事より認可。

同1411年組合事業協力委員として船頭給河野銀蔵、新地井桁太一を推薦した。

同1411年長生村より分村して一宮町に編入された宮原より鷦澤信司を協力委員に推薦した。同年新町建設事業として一宮町が施設した有線放送事業に一部負担をなし協力した。

同31五年長期共済1億円達成に対し、千葉県共済連より書庫の贈呈を受けた。

同14六年農業基本法の精神に則り、選択的拡大方針を堅持し米作を基本とした畜産・果樹・蔬菜等を奨励し、乳牛・和牛・養豚・養鶏の増殖、梨・柑橘の増反を指導した。サイロの新設をはかり木框を農協にて作成し、各部落毎に設置計画をまとめた。カッタを購入して十五基以上新設した部落に無償提供した。耕耘機の普及による役牛の減退に対し、家畜無ければ農業なしと肥料の自給堆肥源を兼ねて、島根県より黒牛を六十頭導入し、牽牛として繁殖を田

一宮町農業協同組合成績表

(千円単位)

	昭和24年 3月末	" 25年 " "	" 26年 " "	" 27年 " "	" 28年 " "	" 29年 " "	" 30年 " "	" 31年 " "	" 32年 " "	" 33年 " "	" 34年 " "	" 35年 " "	" 36年 " "	" 37年 " "
組合員数	771	797	873	899	902	920	922	931	1,024	1,047	1,075	1,079	1,099	1,107
出資金	604	616	1,632	1,665	1,667	1,715	1,723	5,817	5,959	6,004	6,190	6,196	6,232	6,232
未払込出資金	92	20	674	343	15	11	—	4,062	2,608	2,622	2,610	2,614	2,611	2,611
諸積立金	1	14	49	78	131	197	1,910	1,968	611	711	813	918	1,548	2,001
貯金総額	9,747	13,626	17,713	23,514	32,058	44,432	50,130	59,754	72,765	84,283	103,688	130,211	172,177	207,066
借入金	500	—	—	—	—	—	2,674	1,837	3,500	4,000	5,000	—	3,000	6,477
貸付金	2,052	3,798	4,177	7,212	9,971	16,402	23,991	26,560	33,959	34,827	49,954	57,788	77,316	104,716
預り金	6,754	7,921	10,145	12,259	16,054	22,479	22,566	26,960	36,015	47,017	50,480	64,412	92,735	94,866
有価証券	473	455	395	1,303	1,262	1,223	904	865	77	—	—	—	—	—
現固定資産	141	250	211	454	256	377	237	190	105	610	277	541	964	537
減価償却金	193	452	415	533	654	654	2,619	2,708	2,727	2,764	2,936	2,990	4,306	9,654
系統機関出資金	187	259	243	243	410	457	1,087	1,724	1,758	1,951	2,001	2,101	3,543	3,568
購買品供給高	2,259	7,412	10,141	14,952	10,215	11,630	12,612	12,562	11,420	13,140	14,752	13,648	29,826	42,523
販売品販売高	16,674	19,298	22,590	31,221	24,960	12,883	20,305	24,916	25,277	25,552	27,430	30,087	66,341	48,370
棚卸資産	1,397	1,354	2,475	3,866	5,810	6,035	5,861	7,073	7,990	8,507	9,980	7,527	6,571	8,603
生命共済	—	—	—	—	—	—	11,700	19,100	27,600	31,300	42,100	5,400	6,305	8,025
建物更生共済	—	—	—	—	—	—	—	58,000	—	—	—	5,800	9,050	12,380
引当勘定	30	60	140	216	316	285	376	926	1,313	1,241	1,152	2,366	1,730	3,157
剩余金	36	75	50	93	114	131	165	293	368	408	435	604	1,299	906

的に飼育した。

昭和三十七年四月、一宮町新農村建設第三年目の事業として、農協にライスセンターを建設すべく、臨時総会を開いて計画を発表し、実施することに決定した。六月に工事着手、九月一日に完了した。水稻を脱穀して穀を全部集荷工場で乾燥し、穀搗機にかけて玄米にし、俵装して検査を受ける一貫作業で、農業機械化の高度施設である。設備の概況を述べれば次の通りである。

敷地買収面積三〇〇坪、埋立六〇〇坪（従前三〇〇坪所有していた面積に新しく三〇〇坪、購入分を合せて整地した）この費用九八四、六一〇円、建物一〇〇坪、軽量鉄骨三、四八七、五八〇円、粒乾燥機（金岡式火力循環式十五石型四基）一、六〇〇、〇〇〇円、六噸秤、サトオ式穀摺機六吋、米摺機、水分検定器等七五八、八四六円、その他六二、一八〇円である。

合計七、八九三、二一六円、一日能力二五〇俵 同年九月より操業開始第一年度にて五、〇〇〇俵を処理した。この事業に対して国より二、七六四、〇〇〇円、町より三五〇、〇〇〇円の補助があつた。農協よりの助成は部落組合近代化資金一、五〇〇、〇〇〇円で、組合よりの出資金は、三、二七九、一〇〇円であった。

これは千葉県における唯一の施設であったがたゞ、それがふる多かった。

がすごく多かった。

農業協同組合

理事の任期
(○印は組合長 年号は改選期)

その第一次改革は、昭和二十一年十一月二十九日公布の法律第十四

十三号自作農創設特別措置法に基き、同二十五年の五ヵ年において行なわれた。同二十五年十月二十一日政令第三〇七号自農法およ

び農調法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令に基き、引続き同二十七年十月二十日まで改革が行なわれた。

自作農創設特別措置法の基本的要項としては、

一、不在地主または一般法人その他の団体については、農地を持つことはできない。

二、在存地主については、保有の制限を受け、小作地の所有は北海道では概ね四町歩、都府県では一町歩、自小作をあわせ北海道では十二町歩、都府県では三町歩であった。それ以外の土地については、国がこれを買収することになった。

三、土地の買収価格は、田は賃貸価格の四十倍、畠は四十八倍であった。

四、農地の買収または、売渡計画は市町村農地委員会がこれを定める。

五、政府は、所有できない土地を買収し、原則として買収価格をもつてその耕作者に売渡す。

六、農地の買収対価は、政府が地主に対して千円単位においては年三分六厘五毛、二十四年償還の農地証券で買上げ、千円未満についてはこれを税金現金払いとし、売渡しにおいても買受人の希望によつて二十四年賦償として対価の支払いがされた。

七、農地委員会の委員は、地主三人、自作一人、小作五人、計十人

を各階層別の耕作者が選出する。

昭和二十一年十二月二十三日から二十四年七月三十一日までの委員であったもの。

一宮町 地主側 田中周、浅野文治、秦桐彦
自作側 小高倉之助、鶴岡七郎

自作側 片岡義雄、高師米藏、片岡忠次、鶴岡久治、渡辺喜助
委員長 鶴岡七郎 (二十一年一月二十五日選任さる)

東浪見村 第一回農地委員会委員任期 (二十四年七月)
地主側 長谷川貞雄、峰島常治、田中広俊
自作側 鶴沢長蔵、峰島峰司

小作側 志田茂、吉野英司、峰島幸藏、渡辺弘、石野喜三郎
委員長 石野喜三郎 (二十一年九月) 峰島常治 (一ヵ年)

第一回農地委員会委員 委員任期 (二十四年八月)
旧一宮町

地主側 鶴岡七郎、富塚市郎
自作側 土井正三、斎藤誠司、高梨倉吉、小高助太郎、
丸島市藏、永島嘉男

小作側 片岡義雄、富塚市郎
委員長 鶴岡七郎 (二十四年九月一日選任)

旧東浪見村
地主側 長谷川貞雄、田中広俊
自作側 長谷川一、鶴沢寛夫、石野益二、小関萬治郎、
秋場倉藏、長谷川静

自作側 鶴岡七郎 (二十四年九月一日選任)

不在地主 長谷川貞雄、田中広俊
自作側 長谷川一、鶴沢寛夫、石野益二、小関萬治郎、
秋場倉藏、長谷川静

小作側 石野喜三郎、小関省三
自作農創設特別措置法に基く買収売渡実績（昭和二十一年七月から同二十五年七月までの実績）

一宮町買収所管換を完了し売渡し完了したもの

面積 対価

(売渡) 個人 九九戸 九七戸 一三戸
法人団体

自農法第二十三条の交換の対象となった土地

件数 面積 関係者数

五八 一八二、三一七歩 一二六

東浪見村買収売渡しを完了したもの

田 五〇九、八二七歩 四四二、八九五円〇〇銭

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 七三六、一二六歩 五一九、七七四、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

買収所検済面積

不在地主 在存地主 法人団体 その他

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

田 三三、吉四歩 一八、〇〇歩 五〇、二九歩 三三、九九歩

田 一〇、九〇歩 一〇、九〇歩 一九、五〇歩 八九、三三歩

田 二二六、二三九歩 八六、八七九、五六銭

自農法第二十三條の交換の対象となつた土地

件数	面 積	関係者数
六〇	一五六、六二九歩	一一〇

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき譲渡に関する政令（強制譲渡令）昭和二十五年十月二十一日政令第三〇七号公布同日施行と農地委員会

基本要旨

一、自農法に基く政府買収に變るものとして法定の土地を所有するに至った場合には、必ずその耕作者並びに政府に譲渡しなければならない義務を強制づけたものであり、これまで政府が買収をしてから売渡すのでなく、当事者の協議によって、直接地主から相手方に譲渡されるのが原則であり、またその相手方については所有者が主觀に従い適当な耕作者として、選び得ることとなつてくる。また耕作者以外の者が相手方になろうとするときは、その耕作者から権利放棄をなすことの完全な同意を得なければ、他に譲渡することができないことになる。

二、強制譲渡の対象となる土地は昭和二十五年七月三十一日以後新たに不在地主となつた者の所有する小作地、または小作牧野、または在存地主の所有する小作地で、都府県平均一町歩、北海道四町歩を超えるもの。

三、譲渡対価は売買当事者間によつて自由に定め得るが、政府の指定する価格（昭和二十五年七月三十日現在）賃貸価格の田は二八〇倍、畠は三三六倍を乗じた価格を下回るものであつてはならぬ

い。

四、強制譲渡により譲渡される土地は、市町村農地委員会の定める強制譲渡計画に基いてしなければならない。

農業委員会 農地改革の進捗と食糧事情の好転にともない、これまで農地関係については農地委員会が、食糧供出およびこれにともなう農業計画関係については農業調整委員会が、また農業技術関係については別に行政措置によつて農業改良委員会が設置され、農民の代表機関として積極的な活動を行なつてゐたが、その後所掌の事務がかわり、それぞの機関がその範囲内に限定され、相互に関連をもてない状態におかれていた。これを農業經營全体のため、農業関係委員会の組織の簡素化と農地解放の成果の維持恒久化、農業生産力の発展および農業經營の合理化をはかる必要にせまられ、昭和二十六年三月三十一日法律第八十八号で農業委員会等に関する法律が制定され、同時に施行されることになった。

同法施行により、第一回市町村農業委員会委員の選挙は、同二十六年七月一日執行された。

一宮町農会 農会が法制上の団体として初めて認められたのは明治三十二年のことである。明治維新以後、政府は先進歐米諸国の文明模倣につとめたのであるが、同十年前後には、各地に農談会、農事会等がひらかれるにいたつた。この先駆的運動は、同十四年に大日本農会の設立となり、更にこの団体が西洋諸国との実情に即せざる日本農業の形態を民主的にすべく、同二十七年に大会をひらいた。この大会後、各地に大小農会の組織が相ついで起り、同三十二年の農業災害補償法にもとづく組合で、農業者が不慮の事故により受けた損失を補填して、農業經營の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として発足したのである。

事業計画

一、米麦改良奨励、共進会開催、品種二ヵ年にて更新計画を行なう。

二、自給肥料の改良増製、綠肥の栽培普及、競技会の開催。

三、農産物評会に奨励金を助成して農事改良に資す。

四、畜耕競技会並びに講習会を開く。

五、蔬菜の奨励、蔬菜良種普及を図らんがため採動園の設置を奨励する。

六、畜産の改良奨励、種牡牛、種豚、種禽、種兔等の事業を拡大する。

七、種苗改良、種苗の無償配布をする。

八、講習会、講演会により時代の進運に伴う農業智識を得さしめる。

九、町村農会技術員の設置奨励をする。

明治四十三年の記録によると、農会長は飯塚總十郎で、それ以前のものははつきりしない。この会は主として生産の改良と技術の指導を行なつた。

技術員を採用してあらゆる種目の生産改良に助成金を出し、あるいは採種園を設けて優良種の配布を行なつた。主なる收支予算は総

面積四六四町三反七畝十三歩、一反歩に付き金六錢二厘四毛（負担金）であった。

総地価十二万三十五円一十九錢、地価百円に付金二十四錢一厘四毛（負担金）を徵収した。

主なる支出は次の通りである。

会長年額一円、副会長年額一円五〇錢、評議員七名年額一人金一円、書記一人月給一〇円 小使給八円、椅子三脚金六円、テーブル二脚金四円、その他、役員及出張旅費一回金五〇錢延一〇回分。俵装米麦及重要物産品評会費四〇円。稻田正条植に要する器具器械その他購入配付費八〇円、馬耕鋤八挺買上代一二円、種苗奨励費一〇円、講習講話会費三五円。小学校生徒の採集した螟卵塊買上費一〇円、表彰費一〇円、地主会補助一〇〇円、郡農会負担金三一円。

この会は、昭和十七年農業会発足と同時に解消した。

農業共済組合 この組合は昭和二十二年十二月十五日法律第八十五号によつて実施された。

農業災害補償法にもとづく組合で、農業者が不慮の事故により受けた損失を補填して、農業經營の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として発足したのである。

一宮町共済組合長富塚市郎、書記佐藤竹藏、鶴岡七郎、東浪見共済組合長峰島峰司、書記渡辺栄次、榎本明子等で、一宮町共済組合書記佐藤竹藏は同二十七年に退任し、宇佐美輝子が就任した。同二十八年小高倉之助組合長となる。

三十年六月一日、農業災害補償法第五条により、農業共済組合の